

土地改良区の健全な運営の為に、ご支援をお願いします！

農業を守るために土地改良区には大事な責任があります

今農業をめぐる状況には様々な厳しさがあります。ロシアのウクライナ侵略で明らかになったように、自国の食料は自国で生産することが国民の命を守る大前提です。今こそ食料自給率を引き上げることが求められています。

鬼怒川東部土地改良区では県営による「市の堀用水改修事業」が進められています。「市の堀用水」は塩谷町、さくら市、高根沢町、芳賀町、市貝町、真岡市にわたる約2,600haの農地に水を供給している農業用水で鬼怒川東部土地改良区全体の約4割に相当する一大幹線水路です。総事業費約30億円をかけて老朽化が著しい最上部約7km区間を7年の工期にて改修予定です。国・県からの補助に併せ、関係市町と協議調整を図り、理解と協力の下に事業が行われています。

実績と経験豊かな職員がこの事業の大切な役割を担っているのです。

このような大事な時だからこそ、一致団結して、「パワハラ」裁判を早期に解決することが求められているのではないのでしょうか。

次回裁判のお知らせ

第17回

鬼怒川東部土地改良区
パワハラ裁判

6月29日(木)
13時15分~



「パワハラ」裁判の審議が大詰めになってきました

「パワハラ」裁判は2020年12月に提起され、16回にわたる裁判が行われました。次回の裁判期日は、6月29日に予定されています。

職員である原告は、2013年ころから暴言に苦しめられていました。何年、我慢し続けても暴言が止まず、2018年2月から暴言を録音することしました。被告は、録音があるため、発言内容、発言口調については認めざるを得ません。もつとも、責任を免れたいからか「俺は理事なんだぞ！ふざけんよ、おめー」、「お前ら全員クビだぞ」「あんたらクビだぞ」という発言でさえ業務上必要な発言であったと主張しています。

今後は、業務上必要があった発言なのか、原告が暴言によってどのような苦しみがあったのかという点を認定するため、当事者の尋問が行われます。

原告は、「パワハラ」の救済、再発防止を求めて提訴しましたが、被告の2名が違法であったことを認め、早期解決されることを望んでいます。

訴訟は、終盤を迎えており、被告の2名からの真摯な和解が提案されない限り、判決がされる見通しです。

栃木公務公共一般労働組合

2023年6月

321-0218 下都賀郡壬生町落合 1-15-5 電話・FAX 0282-83-5022

e-mail tochigikoukyou@sky.plala.or.jp